

第 1 回 山形県豚熱対策連絡会議

日時 令和 2 年 1 2 月 2 8 日 (月)

13時30分から14時30分まで

場所 県庁 講堂

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 農林水産部豚熱対策本部の設置について

(2) 豚熱の対応状況について

(3) 状況報告

- ① 全農山形畜産部
- ② 山形県畜産協会
- ③ 山形県養豚協会
- ④ 山形県配合飼料価格安定基金協会
- ⑤ 東北農政局山形県拠点
- ⑥ 流通関係の状況

4 協 議

(1) 今後の防疫対策の徹底について

- ① 各農場における防疫対策の徹底について
- ② 防護柵の設置徹底について

(2) 風評被害の防止に向けた取組について

5 その他

6 閉 会

第1回 山形県豚熱対策連絡会議 出席者名簿

団 体 名		役 職 名	出席者氏名	備 考
山形県農業協同組合中央会		地域・担い手サポートセンター長	秋葉 定	
全国農業協同組合連合会山形県本部		畜産部長	岡部 仁幸	
(公社)山形県畜産協会		専務理事	石川 一夫	
山形県養豚協会		事務局長		
(一社)山形県配合飼料価格安定基金協会		常務理事	三上 豊治	
山形県家畜商業協同組合			(欠席)	
山形県市長会		事務局長	武田 正人	
山形県町村会		事務局長	大石 広助	
東北農政局山形県拠点		地方参事官	平野 勝由	
【山形県】				
農林水産部豚熱対策本部	本部長	農林水産部長	高橋 雅史	
	副本部長	農林水産部次長	星 里香子	
	副本部長	農林水産部技術戦略監(兼)次長	佐藤 純	
	本部員	参事(兼)森林ノミクス推進課長	齋藤 潔	
		農政企画課長	保理 利光	
		農業経営・担い手支援課長	菊地 繁美	
		6次産業推進課長	小室 邦秀	
		農産物流通販売推進室長	杉浦 範信	
		県産米ブランド推進課長	武田 貞義	
		農業技術環境課長	丸子 武志	
		園芸農業推進課長	佐藤 寧	
		畜産振興課長	上野 宏樹	
		畜産振興課課長補佐	岩澤 信治	
		水産振興課長	小林 克靖	
		農村計画課長	小谷 匡	
		農村整備課長	木村 眞一	
山形県豚熱対策本部現地対策支部 (庄内総合支庁)		産業経済部長	鈴木 仁	Web参加
村山総合支庁		産業経済部長	我妻 悟	Web参加
最上総合支庁		産業経済部長	川井 信哉	Web参加
置賜総合支庁		産業経済部長	加藤 泰弘	Web参加
環境エネルギー部		みどり自然課長	石山 清和	
農業総合研究センター養豚研究所		所長	齋藤 常幸	Web参加

令和２年１２月２６日
一部改正 令和２年１２月２８日
農 林 水 産 部

山形県農林水産部豚熱対策本部の設置について

第１ 趣旨

本県における豚熱発生事案に即応し、そのまん延防止に資するため、当分の間、山形県豚熱対策本部（第２において「県対策本部」という。）における農林水産分野の総合調整を行うため、山形県農林水産部豚熱対策本部（以下「農林水産部本部」という。）を設置する。

第２ 所掌事務

農林水産部本部において所掌する事務は、農林水産分野に係る次に掲げるものとする。

- （１）県対策本部に対する、県対策本部に置かれる各班の活動状況の報告に関する事務
- （２）総合支庁、市町村及び関係機関との情報交換・調整に関する事務
- （３）相談窓口の設置及び運営に関する事務
- （４）その他必要な事務

第３ 構成員

農林水産部本部の構成員は、本部長、副本部長及び本部員とし、別表に掲げる者をもって充てる。

第４ 事務局

農林水産部本部の目的を達成するため、農政企画課において農林水産部本部の事務を処理する。

第５ その他

この設置要綱に定めるもののほか、農林水産部本部の目的を達成するため必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

第６ 施行期日及び設置期限

農林水産部本部は、令和２年１２月２６日から当分の間、設置されるものとする。

別表

構成員	職名	所掌事務
本部長	農林水産部長	事務の総括に関する事
副本部長	農林水産部次長	本部長を補佐すること
	農林水産部技術戦略監(兼)次長	
本部員	農政企画課長	総合支庁との総合調整及び他の構成員の所掌に属さない事務に関する事
	農業経営・担い手支援課長	豚熱が発生した農業経営体に対する経営支援に関する事
	6次産業推進課長	風評被害の防止及び対策に関する事
	農産物流通販売推進室長	
	農村計画課長	現地状況の把握に関する事
	農村整備課長	
	畜産振興課長	防疫対応及び衛生対策に関する事
	畜産振興課課長補佐(総括)	家畜保健衛生所との連絡調整に関する事
	参事(兼)森林ノミクス推進課長	本部長が指示する事項に関する事
	県産米ブランド推進課長	
	農業技術環境課長	
	園芸農業推進課長	
	水産振興課長	

豚熱への対応状況

1 殺処分の状況

- 26日17時25分に全頭（1,250頭）の殺処分が完了した。

2 埋却処分等の状況

- 現地の建設業協会との協定に基づき、畜舎近くの敷地に1,200 m³の埋却溝を掘削（地中に水道管が埋設されており、迂回工事を行った）。
- 26日20時50分から埋却作業を開始。フレコンバック（土のう用の大袋）に殺処分後の死体を詰め、全て投入済み。現在、敷料等を投入中。埋却場所の埋め戻し等必要な防疫措置は28日18時までには終了する見通し。

3 防疫体制の状況

- 現地対策支部において、3交替24時間体制で作業を進めた（第3班（26日12時～20時）までは庄内総合支庁、市町、JA等関係団体職員による体制で実施）。
- 第4班（26日20時～）以降は、本庁からも職員を派遣し、死体の搬出、畜舎清掃、汚染物品の処理、消毒等の作業を行っている。

※作業員の編成状況

	人数	作業時間	編 成
第1班	6 2	25日 21時～26日 4時	庄内総合支庁、市町、JA等関係団体職員
第2班	6 5	26日 4時～26日 12時	
第3班	6 1	26日 12時～26日 20時	
第4班	2 7	26日 20時～27日 4時	県本庁職員等
第5班	2 7	27日 4時～27日 12時	
第6班	2 7	27日 12時～27日 20時	
第7班	2 7	27日 20時～28日 4時	
第8班	3 2	28日 4時～28日 12時	庄内総合支庁職員等
第9班	3 2	28日 12時～28日 20時（予定）	県本庁職員等

4 移動・搬出制限の実施

- ①発生畜舎から3 km以内の1農場に移動制限を、②10 km以内の15農場（うち現在飼養中は14農場）に搬出制限を、25日にそれぞれ通知済。
- その後制限の遵守状況を庄内総合支庁家畜保健衛生課において随時確認。
- 出荷の可否は下記のとおり。

		移動制限	搬出制限
ワクチン接種	あり	原則可	原則可
	なし	条件付き可①	条件付き可②

移動制限に係る条件（①）	搬出制限に係る条件（②）
・発生状況確認検査（患畜等確認後24時間以内）が陰性 ・出荷日の3日以内の採材検体が陰性	・臨床検査で異常がないことを確認

〈国の防疫指針より〉

5 消毒ポイントの設置

- 畜舎への交通の要所となる6地点に消毒ポイントを設置し、24時間体制で消毒ポイントを運営中(12/28(月)18時まで)。29日以降は、当面の間、5地点(1地点閉鎖)において、午前5時から午後8時まで運営。
- 対象は防疫措置に影響のある畜産関係車両(一般車両については消毒は実施せず)。27日13時時点まで27台を消毒。

6 県内全農場への防疫体制強化

- 県内93箇所の豚・いのしし飼養農家に対し、25日昼までに各総合支庁家畜保健衛生課から、消毒や野生生物の侵入防止等の防疫措置の徹底を指示。
- 農場において飼養している豚に異常が見られる場合は、直ちに所轄の家畜保健衛生所に連絡するよう徹底。

7 風評被害の防止

- 県産豚肉に対する風評被害を防止するため、「豚熱は人に感染しない」「豚熱にかかった豚の肉が市場に出回ることはない」ことについて、マスコミ各社に周知を依頼済み。HPに風評被害防止のためのチラシを掲載。
- さらにこの趣旨を周知徹底するよう、JAグループ山形等関係機関に依頼済み。
- 対応状況は、県の農林水産業分野HPに掲載し、随時更新する。

8 相談窓口の設置

- 豚熱に関する農林水産業関係相談窓口を、畜産振興課及び農政企画課に設置(26日付、平日(8時30分~17時15分)のみ)。なお、各総合支庁家畜保健衛生課の相談窓口は、24時間体制で相談を受け付けている。

以 上

飼養衛生管理基準（病原体侵入防止に必要な設備）

ハード

1. 野生動物侵入防止対策

農場周囲における柵の設置



- ・ イノシシ、キツネ、タヌキなど野生動物や人の侵入を防止する。
- ・ 塀の設置が難しい場合も電柵とワイヤーメッシュを2重に設置することで効果が向上する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



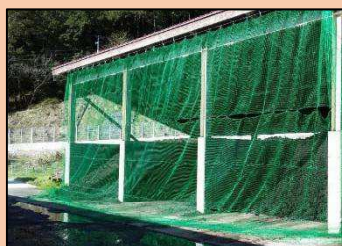
- ・ 畜舎周辺及び農場周囲に除草や木の伐採による緩衝帯を設置する。
- ・ 畜舎内外の整理・整頓・清掃に心がける。

畜舎における防鳥ネットの設置



- ・ 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する。
- ・ 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する。
- ・ 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する。

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- ・ 堆肥舎や死廃豚保管場所は、食べ残し飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。

2. 人・車両等の出入り対策

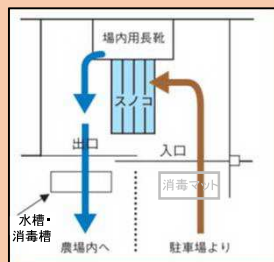
入退場車両の消毒設備



- ・ 農場出入口は、動力噴霧器及びコンクリート盤等を設置する。
- ・ 未舗装の場合は、車両の長さの約2倍ほどの消石灰帯を設置する。
- ・ 消毒を実施しなければならない旨や動力噴霧器の使用方法を提示する。
- ・ 飼料運搬車等の乗務員用に、農場専用の足置きマットを用意する。

※ 消毒場所は、車両から落下した泥等による二次汚染を防ぐため、舗装し側溝を整備することで、水はけを良くすることが望ましい。

衛生管理区域又は畜舎専用の衣服及び靴、手指消毒設備



- ・ 衛生管理区域、畜舎専用それぞれの衣服及び靴を設置する。
- ・ 出入口に長靴や手指の洗浄設備（水栓又は水槽、ブラシ）、踏込消毒槽及び手指消毒用のアルコールを設置する。
- ・ 着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界帯（1m幅）を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする。
- ・ 場内専用の衣服や長靴は、こまめに消毒・洗浄し、清潔に保つ。

3. 豚舎外での病原体防除対策

～ ネズミやカラスなどの野生動物の糞により、衛生管理区域や水源も汚染している可能性 ～

- ・ 豚の豚舎間の移動のためのケージ・リフトを用意する。困難な場合は、舗装し移動ルートに消石灰を十分に散布する。
- ・ 飲用水等の水源に沢水やため池を用いる場合は、塩素等により適切な濃度で十分な時間、消毒できる設備を整備する。



【飼養衛生管理基準の詳細情報は、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。】

文責：農林水産省

飼養衛生管理基準（日々の作業における注意事項）

ソフト

1. 車両からの伝播防止

ー消毒方法ー



衛生管理区域の出入口では、外来者にも徹底させる

- ① 車全体を消毒した後、タイヤ、タイヤハウス、車体下部を重点的に洗浄・消毒する。（車両を少し移動させ、タイヤ全体を消毒する。発砲消毒なら持続効果が長い。）
- ② 乗降用のステップやペダル、ハンドルをアルコールスプレーで消毒する。
- ③ 乗務員が衛生管理区域内で乗降する場合は、着替え・履き替えに併せ、区域内専用の足置きマットを車内に設置する。

※ と畜場への出荷に使用した車両は、農場外で洗浄・消毒し、一晩外に置いてから場内に戻す。

2. 人による持込防止

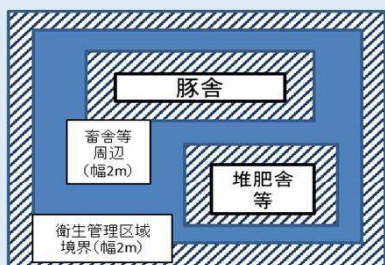
衛生管理区域内外と畜舎内外で2重に境界を設定する



- ・ 衛生管理区域、畜舎それぞれ専用の衣服及び靴に着替える。
- ・ 畜舎出入口では、長靴を洗浄した上で踏み込み消毒を行う。
- ・ 手指の洗浄・消毒、又は専用手袋を着用する。
- ・ 分娩舎は、豚に触ることが多いので、手袋を着用する場合でも、手洗いを入念に行う。
- ・ と畜場や化製場から戻ってきた者は、直接農場に戻らず、場外でシャワーを浴びてから農場に入る。

※ 消毒効果を得るには、事前に泥などの有機物を洗い流すことが必要です。

3. 畜舎周囲・農場外縁部の石灰散布



- ・ 畜舎周囲と農場外縁部（出入口の外周を含む）は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する。
- ・ 散布量の目安は、1㎡当たり0.5～1.0kg（2m幅の場合、1袋で約15m）。
- ・ 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなる。
- ・ 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- ・ 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

4. 飼養管理作業の注意点

ー資材の受入ー

- ・ 資材の納品はできるだけ、衛生管理区域の外で受け取り、区域内に持ち込む際に消毒する。

ーこぼれ餌の清掃ー

- ・ 野生動物を誘引しウイルスが持ち込まれる可能性があるため、こぼれ餌をこまめに回収する。
- ・ タンクの下など飼料保管場所に消石灰をまいたり柵を設置することも野生動物の忌避効果がある。

ー出荷や堆肥の搬出ー

- ・ 出荷や堆肥の搬出のため、豚舎内に重機を持ち込む際は、作業の前後に重機や豚舎搬出口付近のスペースを消毒する。
- ・ 搬出口を開放する時間をできるだけ短縮し、戸締りを励行する。

ー死亡豚の処理ー

- ・ 死亡豚や胎盤は、回収するまで囲い等により野生動物の接触を防止する。
- ・ 業者へ引き渡す際の一時保管庫は、衛生管理区域境界に置き、レンダリング業者にて適正に処理する。

※ 各作業はマニュアルを作り、外部業者も含めて全ての作業従事者が励行する体制を確保する。



県内養豚場における防護柵の設置状況

1 野生いのしし侵入防止の防護柵設置状況

＜R2年12月28日現在＞

	農場数	設置済	未設置	未設置の内訳	
				着工中	未着工
村山	13	13	0	－	－
最上	4	2	2	2	－
置賜	17	14	3	3	－
庄内	59	37	22	10	12
計	93	66	27	15	12

2 今後の対応

○未設置の養豚経営者に対し野生イノシシ侵入防止のための防護柵の設置について、関係機関・団体と連携しながら全農場が設置完了となるまで、推進体制の強化を実施。

○家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（防護柵・防鳥ネットを含む）の遵守徹底について関係機関・団体と連携しながら引き続き指導を強化。



シー エス エフ ※
CSFは人に感染しません。

CSFは、豚・いのししの病気です。

CSFの人への感染は、国際機関（OIE：国際獣疫事務局）の情報においても世界的に報告されておられません。

CSFにかかった豚のお肉が市場に出回ることはありません。

豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員が異常や疾病がないか検査しています。豚肉は、この検査に合格したものが市場に流通することとなっています。

※CSF：Classical Swine Fever（直訳すれば古典的な豚の熱病となります）の頭文字をとった略称で、豚コレラの国際的な呼称です。

